

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	高齢者在宅生活支援事業(福祉バス事業を除く。)の利用の許可		
根拠法令及び条項	那覇市高齢者在宅生活支援条例第4条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成12年4月1日	審査基準 最終変更年月日	令和7年12月22日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和8年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 チャーがんじゅう課		
備考	審査基準最終変更年月日は、那覇市老人福祉電話設置事業運営要領の最終改正年月日だが、改正前後の内容に変更はない。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 高齢者在宅生活支援事業(福祉バス事業を除く。)の利用の許可に係る審査基準

軽度生活援助事業 (那覇市高齢者在宅生活支援条例第2条第1号)

次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 在宅の65歳以上の者
- (2) 65歳以上の者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、市民税非課税世帯に属する者
- (3) 要介護認定及び要支援認定で給付の対象とならない軽度の日常生活上の援助が必要な者
- (4) 同一の世帯員から日常生活上の援助が受けられない者

外出支援サービス事業 (那覇市高齢者在宅生活支援条例第2条第2号)

次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 在宅の65歳以上の者
- (2) 一般の交通機関を利用することが困難な者

その他市長が必要と認める事業 (那覇市高齢者在宅生活支援条例第2条第3号)

①緊急通報システム事業 (那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第2条第2項第1号)

那覇市緊急通報システム事業運営要領

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者であって、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア ひとり暮らしの者又は緊急時に対処することができない者のみが同居している世帯に属する者
 - イ 身体上慢性疾患がある等の理由により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者
- (2) 那覇市シルバーハウジング入居者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

②老人福祉電話設置事業 (那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第2条第2項第2号)

那覇市老人福祉電話設置事業運営要領

第3条 事業の対象者は、本市に居住する65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市民税非課税世帯に属する者
- (2) 現に電話を保有していない者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 一人暮らしの者
 - イ 寝たきりの状態にある者を含む高齢者のみの世帯に属する者
 - ウ ア又はイに掲げる者に準ずる者と市長が認めるもの

③ふれあいコール事業 (那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第2条第2項第3号)

那覇市ふれあいコール事業実施要領

第3条 この事業の対象者は、市内に居住する電話対応が可能な者であって、那覇市緊急通報システム事業を利用していない独居高齢者又は当該高齢者の支援ができない者のみの世帯に属する高齢者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上で虚弱又は閉じこもりがちな者
- (2) その他、市長が特に事業の利用を必要と認める者